

栃木県糖尿病重症化予防プログラム推進医設置要領

(目的)

第1条 県は、栃木県糖尿病重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）を円滑に実施できるよう、地域におけるプログラムに基づく糖尿病重症化予防の取組を推進するため、糖尿病重症化予防に取り組む栃木県糖尿病重症化予防プログラム推進医（以下「プログラム推進医」という。）を設置する。

(役割)

第2条 プログラム推進医は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 医療関係団体への協力

保険者がプログラムを作成・運用する際の相談役や保険者と医療機関とのコーディネート役を担い、積極的にプログラムの活用・周知に努める。

(2) 市町等の取組に対する協力体制の構築

市町等で実施する保健事業のアドバイザーとなり、地域医療機関や専門医療機関で透析や糖尿病性腎症、糖尿病の専門的な医療を担当している医師等と問題意識を共有できる体制を構築する。

(3) その他、プログラム推進に関わる事項への協力

(条件)

第3条 プログラム推進医は、糖尿病診療に関する豊富な経験、実績を有し、プログラムの推進に積極的に取り組む者とする。

(任命)

第4条 プログラム推進医は、各郡市医師会からの推薦を受け、保健福祉部長が委嘱する。なお、推薦に当たっては、県医師会を経由し、県に報告するものとする。

(任期)

第5条 プログラム推進医の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(変更)

第6条 プログラム推進医に変更が生じた場合は、県医師会を通じて県に報告する。

(公表)

第7条 県は、栃木県ホームページ等においてプログラム推進医の名簿を公表する。

(支援)

第8条 県は、栃木県医師会等の関係団体と連携し、必要に応じて会議等を開催する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、プログラムの推進に関し必要な事項は健康増進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7（2025）年 9 月 26 日から施行する。